

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正友会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員と評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊費)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任あるいは辞任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改定 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 30 万円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務	報酬の額
評議員会等への出席	日額 1 万円

(2) 理事・監事

業務	報酬の額
理事(労務担当)	月額 10 万円
理事会等への出席	日額 1 万円
上記の他の業務のための出勤	日額 1 万円

(3) 評議員選任・解任委員

業務	報酬の額
評議員選任・解任委員会等への出席	日額 1 万円

別表 3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
--

(2021.4.1)